

容器包装の取組みに関する現状と課題

— 自治体・事業所・消費者の取組みを中心として —

M031609 井上 和子

1. 序論

1-1 研究の目的と意義

1995年に「容器包装リサイクル法」が成立して、1997年からペットボトルやガラスびん・空き缶、紙パックに限定して施行され、2002年からダンボール、その他の紙、その他のプラスチックにまで広がって完全施行され、これを受けて各自治体は分別収集に取組んで行くことになった。自治体の取組が事業所（スーパー）や消費者に対してどのような影響を及ぼすかを検証する。

1-2 本研究の背景

(1) 現代社会のごみ問題がある。

環境省の調べ（1999）で、一般容器包装廃棄物の中で、家庭ごみを中心とする容器包装廃棄物の占める割合が、容積比で6割、重量比で2～3割。

(2) わが国におけるごみ処理の実態

一般廃棄物の内、総資源化量は786万tで、資源化率はわずかに14.4%である。

(3) わが国における市民生活

自動販売機が設置され、ワンウェイ容器（缶・ペットボトル・ガラスびん・紙コップ等）使い捨て容器での飲料が多く販売されている。

1-3 「容器包装リサイクル法」の概要（主体）

①消費者は、分別収集に協力し分別排出する。

②市町村は、容器包装廃棄物を分別収集する。

③事業者は、市町村が分別収集した容器包装廃棄物を、自らまたは指定法人やリサイクル事業者に委託して再商品化する。

2. わが国における容器包装リサイクルの取り組みと本研究の位置づけ

2-1 容器包装リサイクルに関わる問題点

(1) 生産者段階の問題点

容器の製造・使用者には、再資源化にかかるコストだけの負担が求められるのみである。

(2) 自治体・事業者・消費者における浸透は。

3. 自治体聞き取り調査の結果

(1) 自治体間での相違：ごみの分別収集品目に大きな差がある。自治体の負担が大きいことも原因。

リサイクル政策の費用負担は、市町村の負担が大きく、その一方で事業者への責任が少ないことから廃棄物の発生抑制は促進されず、大量生産・大量消費・大量リサイクル・大量廃棄になった。

(2) ごみ減量化を目指すためには、徹底した分別収集の制度を作り、住民に分別ルール通り守らせるよう指導することであると考えられる。

消費者の意識は、行政に関係あり、行政の取組みが大きく影響を与えている。

4. スーパー聞き取り調査

消費者への環境教育、ごみ問題の情報を伝える努力も必要である。ほとんどの店舗で、消費者のマナーの問題を指摘されており、今後リサイクルを進めるに当たってもこれは、解決すべき条件である。法律による規制・罰則も必要の意見あり。

自治体の指導不足、連携不足も解決すべき問題。

5. 消費者アンケート調査結果

(1) 自治体間の比較

「容器包装リサイクル法」の認知度で差が大きい。

(2) 容器包装リサイクルを促進するための課題

①デポジット制の推進。

②分別しやすい構造と識別表示の問題。

③常設の資源回収ボックスを設置。

(3) 全体的考察

自治体の「環境問題」に対する意識や、取組みの姿勢の違いは、住民の「環境問題」への意識の高低に影響を与えるものと考えられる。

リサイクルを進めるためには、ごみ排出時のマナーが大切。環境教育の必要性。

自治体等への要望は、分別排出時、分りやすい識別表示、分別しやすい構造、リサイクルの情報を求める声が多い。また、資源回収の常設箇所の設置への要望が多かった。

6. 結論

6-1 東広島市と府中町では、分別収集への取組みが大きく異なっており、東広島市では、資源化率は低く、府中町でのごみの資源化率は高い。

6-2 今後の取組みについての提言

(1) ペットボトルの回収率やリサイクル率を上げる方法は、デポジットの勧め。

(2) 各関係主体の取組みにおける課題

自治体の分別収集の取組み姿勢が住民に与える影響が大であることが分かった。

自治体・スーパー・消費者のそれぞれの責任において、三者が一体となって協力し、リサイクル化を図っていく必要がある。